

重要なお知らせです

平成 30 年 3 月 8 日

会員各位

(一社) 兵庫県宅地建物取引業協会
姫路支部長 橋本 章

『姫路市立地適正化計画』について

姫路市では、平成 30 年 3 月 30 日に都市再生特別措置法第 81 条に基づく「姫路市立地適正化計画」が公表されます。それに伴い、平成 30 年 3 月 30 日以降に開発や建築を行う場合、開発許可申請や建築確認申請とは別に届出が必要になる場合があります。

また、居住誘導区域外、都市機能誘導区域内外における届出義務については、**届出をしない場合等に罰則**がかかるなど、これを知らないで当該宅地又は建物を購入等した者が不測の損害を被る恐れがありますので、**当該届出義務を新たに説明すべき重要事項として宅地建物取引業法施行令に位置付けられています**。このことより、宅地建物取引において、宅地建物取引士は、取引の相手方に対し、当該届出義務についての説明が必要となります。

追伸

詳細については、姫路市役所 都市計画課にある「都市再生特別措置法に基づく届出の手引き」またはホームページ [姫路市 立地適正化計画 検索](#) で必ずご確認ください。